

出雲市農業委員会（第3期）第20回総会 議事録

「農業委員会等に関する法律」第27条第1項の規定に基づき会長が総会を招集。

- 1 日時 令和7年(2025)3月25日(火) 午前10時25分から午後1時45分
- 2 場所 出雲市役所 3階 庁議室、ラピタ ウェディングパレス 3階 寿輝の間
- 3 出席委員（22名）

大梶 泰男	岡田 征記	河原 昭紀	持田 守夫	若槻 博美
江角 昭夫	佐藤 文男	松本 尚幸	岸 勝	石飛 忠宏
今岡 充	八幡 みさこ	常松 守男	天野 明浩	森山 亮二
勝部 守	立石 行雄	湯浅 道行	伊藤 美樹	佐野 芳夫
嘉本 良市	水 壯			
- 4 欠席委員（2名）

松井 幸男	伊藤 猛
-------	------
- 5 提出議題
 - (1) 報告事項

報第60号	会長専決処分の報告
報第61号	農地法第18条第6項の規定による通知について
報第62号	農地法第3条の3第1項の規定による届出について
報第63号	農地法第2条第3項の規定による農地所有適格法人について
 - (2) 議案審議

議第120号	農業経営基盤強化促進法に係る農用地利用集積計画の決定について
議第121号	農地法第3条の規定による許可の決定について
議第122号	農地法第4条の規定による許可の決定及び承認について
議第123号	農地法第5条の規定による許可の決定及び承認について
議第124号	農地転用事業計画変更申請決定について
議第125号	農地法第5条から3条への事業計画変更申請決定について
議第126号	非農地証明について
議第127号	農作業料金及び農業臨時雇用賃金の決定について
議第128号	令和7年度最適化活動の目標の設定等の決定について

会長あいさつ

6 議事

会長が議長を務め、総会の開会を宣する。出席者が過半数を超え会議の成立を宣する。
署名委員に 17 番森山亮二委員、18 番勝部守委員を指名する。

議長 それでは、お手元の次第にしたがって進行いたします。報告事項報第 60 号会長専決処分の報告、報第 61 号農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について、報第 62 号農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について、報第 63 号農地法第 2 条第 3 項の規定による農地所有適格法人についてを一括して報告します。

報第 60 号会長専決処分について、報告いたします。

第 19 回総会で承認いたしました案件で、島根県農業会議に意見を聴く案件、農地法第 5 条 1 件については、島根県農業会議第 108 回常設審議委員会に諮問し、許可相当との答申をいただいております。そのため、常設審議委員会における決定日の 3 月 10 日付けで許可決定しております。

議長 続いて、報第 61 号農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について、事務局から報告をお願いします。

三木係長 それでは、報第 61 号について、説明します。農地の賃貸借の解約等は、原則的に県知事の許可が必要ですが、農地法第 18 条第 1 項第 2 号で、貸し手と借り手の合意による解約が、その農地の引渡しの期限前の 6 ヶ月以内に成立した旨が書面において明らかな場合は契約終了の手続きができます。報告事項の 1 ページをご覧ください。今月は受付番号 193 番から 209 番の 17 件の通知がありました。内訳としては、借人の都合が 3 件、中間管理機構への移行が 3 件、耕作者変更のためが 3 件、耕作者及び期間変更のためが 2 件、耕作者及び条件変更のためが 1 件、転用申請のためが 1 件、農地法第 3 条申請のためが 2 件、売買のためが 2 件となっています。農地の引渡しの時期が、解約の合意の成立後 6 ヶ月以内であることを書面で確認しており、県知事の許可を要しないものと考えます。以上報告いたします。

議長 続いて、報第 62 号農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について、事務局から報告をお願いします。

三木係長 それでは、報第 62 号について、ご説明いたします。農地法第 3 条の 3 に

において、「相続」や、「時効取得」などの、農地法の許可を要しない権利取得につきましては、権利を取得した者は、農業委員会にその旨を届出しなければならないこととされています。報告事項の３ページから１３ページをご覧ください。この届出の先月受付分は、受付番号２７１番から２８９番までの１９件でした。権利の取得事由は１８件が「相続」、１件が「持分放棄」によるものでした。受付番号２７３番、２７４番、２７５番、２７９番、２８１番について、備考欄に持分の記載がありますが、これは、記載の持分で農地を相続、取得されたものです。また、あっせん希望があった届出については、それぞれ担当農業委員さんに相談をしています。なお、本届出の受理通知は、届出書の到達があった日から４０日以内とされております関係上、３月７日付けで通知を出しております。以上、報告いたします。

議 長 報第６３号農地法第２条第３項の規定による農地所有適格法人について、事務局から報告をお願いします。

阿川事務局長 それでは、報第６３号農地法第２条第３項の規定による農地所有適格法人について報告します。報告事項の１４、１５ページをご覧ください。農地所有適格法人とは、法人形態が農事組合法人、株式会社又は持分会社で農地法に規定する要件を満たすものをいいます。農地所有適格法人は、農地を取得又は借入し、農業経営を行うことができます。市内においては、昨年３月の報告以降、新たに設立され農地の権利を取得した法人が３法人ありました。一方で１社廃業されており、現在の農地所有適格法人数は、２社増え１１１法人となっています。これらの法人につきましては、農地法第６条の規定により毎事業年度ごとに要件確認のための報告が義務付けられており、これにより農地所有適格法人としての要件を確認しています。以上 報告と致します。

議 長 報告事項について、一括して報告をいたしました。が、ご質問はございませんか。

持田委員 議席番号４番の持田です。５ページの２７５番の件ですが、持ち分放棄という届け出をされて、残りの持ち分が残りますが、ちゃんと耕作されるのでしょうか？

三木係長 届出書をもって残りの持ち分の方に耕作をされるか確認する訳ではありませんが、この方は近隣にお住まいの方ですので、このまま耕作されるものと

考えています。

持田委員 わかりました。

議 長 他にご意見、ご質問はありませんか。

今岡委員 議席番号 11 番の今岡です。私もこの 275 番についてですが、この持ち分放棄ということがどういう事を意味しているのかお尋ねしたいのですが。

三木係長 持ち分放棄とは、このケースでいくと 1 / 3 ずつ持ち分をお持ちでしたが、3 人のうち 2 人が自分の持ち分を放棄されたため、この 2 人の分の持ち分が残った 1 人に帰属するというルールがあります。この場合、3 条の許可なく、持ち分が移行することになります。

今岡委員 そうするとこの申請者は、3 人の相続人のお一人ということですか。

三木係長 申し訳ありません。わかりにくかったかと思います。この相続人の欄に記載のある申請者は、取得者ということになります。

今岡委員 この方は、3 人の相続人の 1 人で、2 人が放棄をしたため、この方が引き継ぎということですね。

三木係長 そのとおりです。

今岡委員 わかりました。

議 長 他にご意見、ご質問はありませんか。

議 長 質問は無いものと認めます。

議 長 続いて、議案の審議を行います。それでは、議第 120 号農業経営基盤強化促進法に係る農用地利用集積計画の決定について、を議題といたします。農業振興課打田課長補佐から内容について、説明をお願いします。

打田課長補佐 『議第 120 号 農業経営基盤強化促進法に係る農用地利用集積計画の決定について』ご説明いたします。農業経営基盤強化促進法の規定により、市

は、農業委員会において「農用地利用集積計画」を決定していただくこととなっておりますので、本案件の適否について、今総会でのご判断をお願いいたします。それでは、3月28日公告予定の集積計画の概要をご説明いたします。お手元の農用地利用集積計画の2ページをご覧ください。

まず、賃借権の設定についてです。2ページ上の利用権設定合計とある表の賃借権の行をご覧ください。設定合計は363筆、670,254.29㎡、うち新規の設定が113筆、224,614.40㎡、再設定が250筆、445,639.89㎡です。この内訳につきましては、同じ2ページの【別表①】の表の「総計」の欄の一番下の「合計」の欄をご覧ください。相対分の合計が、16筆、18,904㎡、中間管理事業分の合計が347筆、651,350.29㎡となっており、すべて中間管理事業一括方式分、となっております。

続きまして、使用貸借権の設定です。2ページ上の【利用権設定合計】とあります表の「使用貸借権」の行をご覧ください。設定の合計は352筆、398,932㎡、うち新規の設定が42筆、51,309㎡、再設定が310筆、347,623㎡です。この内訳につきましては、3ページの【別表②】の「総計」の欄の一番下の「合計」の欄をご覧ください。相対分の合計が、16筆、19,602㎡、中間管理事業分の合計が、336筆、379,330㎡となっており、このうち、2筆、3,714㎡が農地中間管理機構への貸付のみ、その他はすべて中間管理事業一括方式分、となっております。今月のすべての利用権設定の合計は2ページ上の【利用権設定合計】とあります表の「総計」の欄の「合計」の行をご覧ください。715筆、1,069,186.29㎡です。その他、詳細な設定内容につきましては、4ページ以降の各筆明細でご確認ください。

以上、今月の申請の案件は、出雲市における基本構想に適合するとともに、権利者及び利用権の設定等を受けた者が、経営農地のすべてを効率的に利用し、必要な農作業に常時従事するものとして作成したものです。

なお、今月の公告日を31日ではなく28日としていますのは、地域計画との関係によるものです。改正農業経営基盤強化促進法が令和5年4月1日に施行され、利用権設定は、農用地利用集積等促進計画により行われることとなりましたが、経過措置により、法律施行から2年を経過する日、または地域計画が定められる日の前日までは、従前の農用地利用集積計画による利用権設定が可能であるとされていました。本市では、これまでこの経過措置により、利用権設定を行ってきましたが、このたび地域計画を定め3月31日に公告を行うこととしており、その前日が閉庁日に当たることから、28日を公告日としたものです。説明は、以上でございます。

議長 それでは、議題となっています議第１２０号のうち、農業委員が関与する
１０件が先議案件となります。その内２１番伊藤美樹委員の関与案件が５ペ
ージの５０４１番、１１８ページの５１３０番になります。それでは、２１
番伊藤美樹委員の関与案件２件を先議案件といたします。農業委員会等に関
する法律第３１条の規定により、２１番伊藤美樹委員が除斥となります。

議長 本先議案件について、ご質問、ご意見はございませんか。

議長 質問、意見は無いものと認めます。そういたしますと、議第１２０号のう
ち２１番伊藤美樹委員の関与案件２件の先議案件について承認される方の挙
手を求めます。

議長 挙手全員と認めます。よって、２１番伊藤美樹委員の関与案件２件を承認
します。ここで伊藤委員の除斥を解除いたします。

議長 次に、１２番若槻博美委員の関与案件が、１６ページの６７５番になりま
す。それでは、１２番若槻博美委員の関与案件１件を先議案件といたします。
農業委員会等に関する法律第３１条の規定により、１２番若槻博美委員が除
斥となります。

議長 本先議案件について、ご質問、ご意見はございませんか。

議長 質問、意見は無いものと認めます。そういたしますと、議第１２０号のう
ち１２番若槻博美委員の関与案件１件の先議案件について承認される方の挙
手を求めます。

議長 挙手全員と認めます。よって、１２番若槻博美委員の関与案件１件を承認
します。ここで若槻委員の除斥を解除いたします。

議長 次に、８番松本尚幸委員の関与案件が、４２ページの７３６番になります。
それでは、８番松本尚幸委員の関与案件１件を先議案件といたします。農業
委員会等に関する法律第３１条の規定により、８番松本尚幸委員が除斥とな
ります。

議長 本先議案件について、ご質問、ご意見はございませんか。

- 議 長 質問、意見は無いものと認めます。そういたしますと、議第１２０号のうち８番松本尚幸委員の関与案件１件の先議案件について承認される方の挙手を求めます。
- 議 長 挙手全員と認めます。よって、８番松本尚幸委員の関与案件１件を承認します。ここで松本委員の除斥を解除いたします。
- 議 長 次に、１７番森山亮二委員の関与案件が、５５ページの７７３番から５６ページの７７６番になります。それでは、１７番森山亮二委員の関与案件４件を先議案件といたします。農業委員会等に関する法律第３１条の規定により、１７番森山亮二委員が除斥となります。
- 議 長 本先議案件について、ご質問、ご意見はございませんか。
- 議 長 質問、意見は無いものと認めます。そういたしますと、議第１２０号のうち１７番森山亮二委員の関与案件４件の先議案件について承認される方の挙手を求めます。
- 議 長 挙手全員と認めます。よって、１７番森山亮二委員の関与案件４件を承認します。ここで森山委員の除斥を解除いたします。
- 議 長 次に、１８番勝部守委員の関与案件が、５９ページの７８８番になります。それでは、１８番勝部守委員の関与案件１件を先議案件といたします。農業委員会等に関する法律第３１条の規定により、１８番勝部守委員が除斥となります。
- 議 長 本先議案件について、ご質問、ご意見はございませんか。
- 議 長 質問、意見は無いものと認めます。そういたしますと、議第１２０号のうち１８番勝部守委員の関与案件１件の先議案件について承認される方の挙手を求めます。
- 議 長 挙手全員と認めます。よって、１８番勝部守委員の関与案件１件を承認します。ここで勝部委員の除斥を解除いたします。

議 長 次に、１０番石飛忠宏委員の関与案件が、１０７ページの９０２番になります。それでは、１０番石飛忠宏委員の関与案件１件を先議案件といたします。農業委員会等に関する法律第３１条の規定により、１０番石飛忠宏委員が除斥となります。

議 長 本先議案件について、ご質問、ご意見はございませんか。

議 長 質問、意見は無いものと認めます。そういたしますと、議第１２０号のうち１０番石飛忠宏委員の関与案件１件の先議案件について承認される方の挙手を求めます。

議 長 挙手全員と認めます。よって、１０番石飛忠宏委員の関与案件１件を承認します。ここで石飛委員の除斥を解除いたします。

議 長 続きまして、議第１２０号のうち、先ほどの先議案件１０件を除くすべての案件についてご質問、ご意見はございませんか。

今岡委員 議席番号１１番の今岡です。一般論として教えていただきたいんですが、１３２ページの案件で、集積のみという案件がありますが、今回の件では利用権の設定を受けるのは、しまね農業振興公社とありますが、こういったケースはどういった場合に当たるのでしょうか。

打田課長補佐 １３２ページの２件につきましては、しまね農業振興公社が行う機構関連事業としてはほ場整備を行っている場所です。この周辺では、令和２年度当りから、公社は農地を集積してほ場整備を行っています。この度この２筆がほ場整備の対象として追加されることになりました。公社が行うほ場整備を行うためには、公社への貸し付けが条件になっていますので、この度この２筆が案件となったところです。

今岡委員 わかりました。

議 長 他にご意見、ご質問はありませんか。

議 長 質問、意見は無いものと認めます。そういたしますと、議第１２０号のうち、先議案件１０件を除くすべての案件について承認される方の挙手を求めます。

議 長 挙手全員と認めます。よって、議第１２０号のうち、先議案件１０件を除くすべての案件について承認します。

議 長 次に、議第１２１号農地法第３条の規定による許可の決定について、を議題といたします。事務局から内容について、説明をお願いします。

三木係長 それでは、議第１２１号について、ご説明いたします。議案の１ページの左側の欄をご覧ください。今月は、所有権移転の申請が２２件ありました。個別の事案についてご説明いたします。２ページから６ページをご覧ください。

受付番号１４９番について、譲渡人は、相手方の要望により、近隣に居住する受人に譲渡するものです。

つづいて受付番号１５０番について、譲渡人は、規模縮小のため、近隣に居住する予定の受人に譲渡するものです。

つづいて受付番号１５１番から１５２番について、いずれも譲渡人は、市外在住による耕作不便のため、近隣に居住する受人に譲渡するものです。

つづいて受付番号１５３番について、譲渡人は、家族間の贈与のため、譲渡人の子である受人に譲渡するものです。

つづいて受付番号１５４番から１５５番について、いずれも譲渡人は、市外在住による耕作不便のため、規模拡大を予定する受人に譲渡するものです。つづいて受付番号１５６番について、譲渡人は、相手方の要望により、規模拡大を予定する受人に譲渡するものです。なお、受人の世帯は、申請地周辺地域で営農を行っている農事組合法人の構成員で、取得後は所属する法人に利用権設定を行い、自身で申請地を耕作される計画です。

つづいて受付番号１５７番について、譲渡人は、市外在住による耕作不便のため、近隣に居住する受人に譲渡するものです。

つづいて受付番号１５８番について、譲渡人は、市外在住による耕作不便のため、近隣に居住する予定の受人に譲渡するものです。

つづいて受付番号１５９番について、譲渡人は、労力不足のため、規模拡大を予定する受人に譲渡するものです。

つづいて受付番号１６０番について、譲渡人は、市外在住による耕作不便のため、規模拡大を予定する受人に譲渡するものです。

つづいて受付番号１６１番について、譲渡人は、申請地が居住地から離れていることによる耕作不便のため、規模拡大を予定する受人に譲渡するものです。

つづいて受付番号１６２番について、譲渡人は、労力不足のため、近隣に居住する予定の受人に譲渡するものです。

つづいて受付番号１６３番について、譲渡人は、市外在住による耕作不便のため、近隣に居住する受人に譲渡するものです。

つづいて受付番号１６４番について、譲渡人は、規模縮小のため、規模拡大を予定する受人に譲渡するものです。

つづいて受付番号１６５番から１６６番について、いずれも譲渡人は、労力不足のため、近隣に居住する受人に譲渡するものです。

つづいて受付番号１６７番について、譲渡人は、労力不足のため、規模拡大を予定する受人に譲渡するものです。

つづいて受付番号１６８番について、譲渡人は、規模縮小のため、規模拡大を予定する受人に譲渡するものです。

つづいて受付番号１６９番について、譲渡人は、市外在住による耕作不便のため、近隣に居住する受人に譲渡するものです。

つづいて受付番号１７０番について、譲渡人は、労力不足のため、規模拡大を予定する受人に譲渡するものです。

以上、受付番号１４９番から１７０番については７ページから１０ページの調査書に記載しておりますとおり、農地法第３条２項各号 不許可には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。説明は以上です。

議長 それでは、議題となっています議第１２１号のうち、農業委員が関与する１件が先議案件となります。その内２１番伊藤美樹委員の関与案件が６ページの１６８番になります。それでは、２１番伊藤美樹委員の関与案件１件を先議案件といたします。農業委員会等に関する法律第３１条の規定により、２１番伊藤美樹委員が除斥となります。

議長 本先議案件について、ご質問、ご意見はございませんか。

議長 質問、意見は無いものと認めます。そういたしますと、議第１２１号のう

ち21番伊藤美樹委員の関与案件1件の先議案件について承認される方の挙手を求めます。

議 長 挙手全員と認めます。よって、21番伊藤美樹委員の関与案件1件を承認します。ここで伊藤委員の除斥を解除いたします。

議 長 続きまして、議第121号のうち、先ほどの先議案件1件を除くすべての案件についてご質問、ご意見はございませんか。

江角委員 議席番号6番の江角です。170番については、規模拡大となっていますが、現在の耕作面積が0㎡なので拡大にはあたらないのではないのでしょうか。

三木係長 その件は、以前今岡委員からもご質問をいただきましたが、農地法の改正により、農地を所有していない方も所有できるようになりました。そこで、統一的な取り扱いとして、拡大という表記をすることとしております。

江角委員 わかりました。

議 長 他に質問、意見はありませんか。

佐藤委員 議席番号7番の佐藤です。169番についてですが、この後で審議する5条から3条への変更申請に関連する案件だと思いますが、現在は5条で転用許可を受けられたものを今回3条で取得するということですかね。

三木係長 そのとおりです。

佐藤委員 流れがよくわかりませんが、5条で許可を受けたものは、登記上も現地も何もしていないということですか。昭和54年から放置されたままだったということですね。

三木係長 農地の状態であったということです。

佐藤委員 許可の取り消しではなくて、3条に移るということですね。多分農地取得の下限面積が撤廃されてはじめて許可ができたということですね。当時下限面積の関係で農地が取得できなかったため、転用目的で取得し、法改正に伴い改めて3条で取得することができるようになったということですね。

三木係長 基本的には、そのとおりだと思います。下限面積がなくなったことによって農地を取得できるようになったという流れだと思います。

佐藤委員 わかりました。合法的にされていることなので問題ないと思います。元々の転用計画が十分でないものに対して許可をしたということですね。

三木係長 詳しくは、議第125号のところで説明させていただくこととしていますが、元々地元に帰って家を建てる予定でしたが、結局地元に戻れなくなって、そのまま農地のままだったという事情があります。また、議第125号のところで説明させていただきます。

佐藤委員 わかりました。

議 長 他に質問、意見はありませんか。

議 長 質問、意見は無いものと認めます。そういたしますと、議第121号のうち先ほどの先議案件1件を除くすべての案件について承認される方の挙手を求めます。

議 長 挙手全員と認めます。よって、議第121号のうち先ほどの先議案件1件を除くすべての案件について承認します。

議 長 次に、議第122号農地法第4条の規定による許可の決定及び承認について、を議題といたします。事務局から内容について、説明をお願いします。

大森副主任 それでは、議第122号農地法第4条の規定による許可の決定及び承認について、ご説明いたします。議案の1ページをご覧ください。今月は、10件の申請がありました。議案書は、11ページから12ページ、参考資料は

1 ページから 20 ページをご覧ください。議案書欄外左に丸印をつけている 2 件について、4 月に開催予定の第 109 回常設審議委員会に諮問する予定です。なお、説明案件はありません。

今月は追認の案件が 7 件あります。受付番号 56 番は、令和 6 年から、駐車場として利用していたものです。受付番号 57 番は、時期は不明ですが、以前から木戸道として利用していたものです。受付番号 58 番は、平成 20 年頃から駐車場として利用していたものです。受付番号 59 番は、令和 2 年から農機具倉庫、宅地として利用していたものです。受付番号 60 番は、平成 26 年から貸店舗として利用していたものです。受付番号 61 番は、時期は不明ですが、以前から貸駐車場、倉庫として利用していたものです。受付番号 62 番は、昭和 43 年から個人住宅敷地として利用していたものです。申請は事後になりましたが、悪意はないものと判断しています。転用許可基準は満たしており、事業者には始末書の提出を受け、農地法に違反することのないよう指導しております。以上、受付番号 53 番から 62 番については、農地法に規定する不許可の要件には該当しないものと認められます。説明は以上です。

議 長 ご質問、ご意見はございませんか。

議 長 質問、意見は無いものと認めます。それでは、議第 122 号農地法第 4 条の規定による許可の決定及び承認について、承認される方の挙手を求めます。

議 長 挙手全員と認めます。よって議第 122 号の全案件を許可相当とし、許可の決定及び承認いたします。

議 長 次に、議第 123 号農地法第 5 条の規定による許可の決定及び承認について、及び関連がございますので、議第 124 号農地転用事業計画変更の決定について、を議題といたします。事務局から内容について、説明をお願いします。

後藤副主任 議第 123 号について、ご説明いたします。議案書の 13 ページから 18 ページ、説明資料の 1 ページ 21 ページ、参考資料の 21 ページから 66 ページをご覧ください。今月は、所有権の移転が 26 件、賃借権の設定が 2 件、使用貸借権の設定が 2 件の合計 30 件の申請がありました。今月は、4 月に開催予定の第 109 回常設審議委員会に諮問する予定の案件が 8 件あります。それでは、個別の案件についてご説明いたします。

議案書 13 ページの受付番号 288 番です。説明資料の 1 ページから 3 ページをご覧ください。転用場所は里方町の田 2 筆です。案内図は 2 ページです。転用目的は建売分譲です。面積は転用面積所要面積ともに 2025 m²です。権利の種類は、所有権の移転です。農地区分は第 1 種農地です。許可該当条項は、農地法施行規則第 33 条第 4 号の「集落接続」に該当します。事業計画についてご説明いたします。事業者は、市内で土木校事業を営んでいる個人です。この度、利便性の高い申請地を整備し、建売分譲地 7 区画を造成し、個人住宅を建築する計画です。資金計画については、所要資金額が 1 億 5999 万円で、これに対する資金調達は全額借入金の計画であり、証明を確認しています。

議案書 14 ページの受付番号 292 番です。説明資料の 4 ページから 6 ページをご覧ください。転用場所は湖陵町常楽寺の畑 5 筆です。案内図は 5 ページです。転用目的は太陽光発電施設です。面積は、転用面積、所要面積ともに 1,221.00 m²です。権利の種類は、所有権の移転です。農地区分は、第 2 種農地です。許可該当条項は、農地法第 5 条第 2 項第 2 号の「非改良」に該当します。事業計画についてご説明いたします。事業者は全国で太陽光発電施設事業を行っている法人です。この度、申請地を整備し太陽光発電設備を設置、運用する計画です。資金計画については所要資金額が 941 万円で、これに対する資金調達は全額自己資金の計画であり、証明を確認しています。

議案書 14 ページの受付番号 293 番です。説明資料の 7 ページから 9 ページをご覧ください。転用場所は湖陵町大池です。案内図は 8 ページです。キララ多伎から北東へ直線距離で約 2 km に位置している畑 5 筆です。転用目的は、駐車場・遊歩道です。面積は、転用面積、所要面積ともに 2855 m²です。権利の種類は、所有権の移転です。農地区分は第 2 種農地です。許可該当条項は、農地法第 5 条第 2 項第 2 号の「非改良」に該当します。事業計画についてご説明いたします。事業者は、近隣で店舗等の経営を行っている法人です。この度、ホテルの建設を計画しており、建設予定地に近い申請地を駐車場及び遊歩道用地として整備する計画です。資金計画については、所要資金額が 2221 万円で、これに対する資金調達は全額借入金の計画であり、証明を確認しています。

議案書 14 ページ受付番号 294 番です。説明資料の 10 ページから 12 ページをご覧ください。転用場所は湖陵町大池の畑 1 筆です。案内図は 11 ページです。転用目的は、太陽光発電施設です。面積は、転用面積、所要面積ともに 1637.00 m²です。権利の種類は、所有権の移転です。農地区分は第 2 種農地です。許可該当条項は、農地法第 5 条第 2 項第 2 号の「非改良」

に該当します。事業計画についてご説明いたします。事業者は全国で太陽光発電施設事業を行っている法人です。この度、申請地を整備し、太陽光発電設備を設置、運用する計画です。資金計画については、所要資金額が810万円で、これに対する資金調達は全額自己資金の計画であり、証明を確認しています。

議案書15ページの受付番号301番です。説明資料12ページから15ページをご覧ください。転用場所は斐川町荘原の田1筆です。案内図は14ページです。転用目的は、農業用施設です。面積は、転用面積、所要面積ともに2,239㎡です。権利の種類は、所有権の移転です。農地区分は農用地区域内農地です。許可該当条項は、農地法第5条第2項ただし書きの「農業用施設」に該当します。事業計画についてご説明いたします。事業者は農事組合法人です。この度、既存施設が空港の拡張に伴う用地買収の対象となったため、既存施設に近く利便性の高い申請地を整備し、農業用施設の移転先として利用する計画です。資金計画については所要資金額が1億3900万円で、これに対する資金調達は借入金8500万円、補償費5400万円の計画であり、証明を確認しています。

議案書15ページ受付番号302番です。説明資料の16ページから18ページをご覧ください。転用場所は斐川町上庄原の畑4筆です。案内図は、17ページです。転用目的は、宅地分譲です。面積は、転用面積、所要面積ともに2197.00㎡です。権利の種類は、所有権の移転です。農地区分は第3種農地です。許可該当条項は、農地法施行規則第44条第3号の「用途地域」に該当します。事業計画についてご説明いたします。事業者は、市内で不動産業を営んでいる法人です。この度、利便性の高い申請地を整備し、宅地分譲地8区画を造成する計画です。資金計画については、所要資金額が4290万円で、これに対する資金調達は全額自己資金の計画であり、証明を確認しています。

議案書16ページの受付番号304番です。説明資料19ページから21ページをご覧ください。転用場所は斐川町併川の田4筆です。案内図は20ページです。転用目的は、研修施設です。面積は、転用面積、所要面積ともに2,614.00㎡です。権利の種類は、所有権の移転です。農地区分は第1種農地です。許可該当条項は、農地法施行規則第33条第4号の「集落接続」に該当します。事業計画についてご説明いたします。事業者は、工事業を営んでいて、近隣に支店を持つ法人です。この度、支店に近く利便性の高い申請地を整備し、研修施設を建築する計画です。資金計画については、所要資金額が7億4470万円で、これに対する資金調達は全額借入金の計画であり、証明を確認しています。

追認案件については、申請が事後になりましたが、悪意はないものと判断しています。転用許可基準は満たしており、事業者には始末書の提出を受け、農地法に違反することのないよう指導しております。その他の案件については、議案書及び参考資料でご確認くださいようお願いいたします。

つづいて、議第124号について、ご説明いたします。議案書は19ページ、参考資料は63ページから64ページをご覧ください。今月は、使用貸借権の設定が1件の合計1件の申請がありました。今月は4月に開催予定の第109回常設審議委員会に諮問する予定の案件が1件あります。今月は説明案件がありません。なお、5条案件です。

以上、議第123号の30件及び議第124号の1件については、いずれも農地法に規定する不許可・不承認の要件には該当しないものと認められます。説明は以上です。

議長 先ほど事務局から説明のありました案件についてご質問、ご意見はございませんか。

石飛委員 議席番号10番の石飛です。湖陵町でソーラーの案件が出ていますが、ソーラーを作る際に、隣接農地の許可が取れているかと何か問題が発生したときに会社が対応してくれるのか伺いたい。

後藤副主任 隣接の農地所有者の同意を得ているかの証明までは求めていませんが、同意を取るようお願いしておりまして、その一覧を提出してもらっています。今回の2件は、同意を得たとして一覧の提出を受けています。また、トラブルが発生した際、対応する旨確認をしています。自治会に説明したと報告を受けています。

石飛委員 わかりました。

水委員 議席番号24番の水です。参考資料の36ページですが、書きなぐったような地図になっていますが、これでOKなのでしょうか。

後藤副主任 申請時にその場で書かれた図をそのまま載せています。今後分かりやすい図にする指導します。。

水委員 指導をお願いします。

議 長 他にご質問、ご意見はございませんか。

持田委員 議席番号4番の持田です。18ページの313番と19ページの33番についてですが、登記されていなかったということですか。

後藤副主任 そのとおりです。

持田委員 わかりました。

議 長 他にご質問、ご意見はございませんか。

議 長 意見、質問は無いものと認めます。そういたしますと、議第213号農地法第5条の規定による許可の決定及び承認について、及び議第214号農地転用事業計画変更の決定について、を承認される方の挙手を求めます。

議 長 挙手全員と認めます。よって議第213号の全案件を許可相当とし、許可決定及び承認いたします。また、議第214号を決定いたします。

議 長 次に、議第125号農地法第5条から3条への事業計画変更申請について、を議題といたします。事務局から内容について、説明をお願いします。

三木係長 それでは、議第125号 農地法第5条から3条への事業計画変更申請についてご説明いたします。議案の20ページをご覧ください。権利の移転・設定を伴わない計画変更が1件、権利の移転・設定を伴う計画変更が1件の計2件が提出されております。

受付番号2番について説明します。当初計画者は、宅地を拡張し、駐車場を設ける計画で、平成27年に5条の転用許可を受けられました。しかし、家庭の事情により駐車場を設けることなく現在に至ります。この度、当該地を当初計画者がそのまま農地として耕作するため申請されたものです。当初計画者は、申請地で野菜を栽培される計画です。

つづいて、受付番号3番について説明します。当初計画者は、個人住宅を建築する計画で、昭和54年に5条の転用許可を受けられました。しかし、県外から帰郷する計画がなくなったため、個人住宅をを建築することなく現在に至ります。この度、当該地を新たな受人が譲り受け、そのまま農地として耕作するため申請されたものです。この農地の受け渡しは、今月の3条申請の受付番号169番の案件となります。新たな受人は、申請地で果樹、野

菜を栽培される計画です。

以上、受付番号2番から3番については、20ページ下の調査書に記載しておりますとおり、農地法第3条2項各号 不許可には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。説明は以上です。

議 長 ご質問、ご意見はございませんか。

佐藤委員 議席番号7番の佐藤です。先ほどの続きになるかもしれませんが、今までケースがなかった件だと思います。今までにありましたか。

三木係長 先月1件ございました。昨年度も1件ございました。

佐藤委員 下限面積の廃止に伴って出てきた案件かと思います。3番の件は、5条でもらった人が、取り消しということですか。

三木係長 2番の案件については、平成27年に宅地拡張で許可を受け、所有権は変わっています。許可を受けた方が宅地拡張するのをやめて、畑として耕作されるものです。

佐藤委員 ということは、5条で許可をもらって、所有権を変えた。その時に家が建っていなくても、課税上は宅地並みに評価されていた土地について、駐車場に転用するのをやめて、畑として耕作するという申請になりますね。3については、当初転用者の方が個人住宅を建てるために取得され、登記までいって名義が変わっていたということですね。それを承継者の方が、農地として取得し耕作されるということですね。許可の取り消しということではなく、現所有者への移転という申請になる訳ですね。今後もあるんですね。下限面積が撤廃された事によって今後もあると思います。5条の許可を受けた人がそのまま放置している土地が結構あると思います。下限面積がなくなったので、誰でも農地を所有できるようになったので、申請される。流れはわかりました。

議 長 他にご質問、ご意見はございませんか。

今岡委員 議席番号11番の今岡です。質問というより意見になると思いますが20ページの2番について、同じ方の情報が第3条のところで、営農状況がわかるのですが、3条の申請がなければ、営農の状況がわからないと思いますが。

三木係長 20ページの調査書に記載のとおり、要件は満たしていると判断しています。

今岡委員 3条申請の場合は、議案に受人の耕作面積や家族数の記載がありますが、5条から3条への変更申請の様式にはその記載がないため、判断材料とするため、対応を検討していただきたい。

議 長 他にご質問、ご意見はございませんか。

議 長 それでは、議第125号農地法第5条から3条への事業計画変更申請について、承認される方の挙手を求めます。

議 長 挙手全員と認めます。よって議第125号を許可の決定いたします。

議 長 それでは、議第126号非農地証明について、を議題といたします。事務局から内容について、説明をお願いします。

高木行政専門員 それでは議第126号非農地証明の申請について説明します。議案書の21ページ及び説明資料22ページから25ページをご覧ください。今月は2件の申請がありました。

受付番号47番について説明いたします。申請地については議案書21ページに載せております。また説明資料22ページの位置図及び付近案内図で場所をご確認ください。詳細については、説明資料23ページの現況写真をご確認ください。申請地は長期間耕作をされず、草木が生い茂って原野の状態となっています。現地確認は3月6日に森山農業委員、小村推進委員、事務局職員で行っています。

受付番号48番について説明いたします。申請地については議案書21ページに載せております。また説明資料24ページの位置図及び付近案内図で場所をご確認ください。詳細については、説明資料25ページの現況写真をご確認ください。申請地は長期間耕作をされず、樹木が生い茂って山林の状態となっています。現地確認は3月10日に今岡農業委員、大崎推進委員、事務局職員で行っています。

2件の申請地は、農業的利用を図るための条件整備の予定はありません。よって本案件は、非農地証明基準の「やむを得ない事情によって長期間耕作放棄した土地で、その土地の周囲の状況からみて農地に復元しても継続

して利用することができないと認められる場合」に該当し、農地法第2条に規定する農地以外のものであるとして非農地証明の対象となるものと考えます。説明は以上です。

議 長 森山委員さん、補足はございますか。

森山委員 議席番号17番の森山です。補足という訳ではありませんが、神西湖の境にある農地で、田んぼの区画もわかりにくかったというのが現状で、隣接する農地が非農地になるのではないかと危惧し、注意しないといけないかなと思っています。現状は水没しており、致し方ないと思います。以上です。

議 長 今岡委員さん、補足はございますか。

今岡委員 議席番号11番の今岡です。事務局から報告のあったとおりでございます。

議 長 この案件についてご質問、ご意見はございませんか。

議 長 質問、意見は無いものと認めます。それでは、議第126号非農地証明について、承認される方の挙手を求めます。

議 長 挙手多数と認めます。よって、議第126号非農地証明について、を承認いたします。

議 長 それでは、議第127号 農作業料金及び農業臨時雇用賃金の決定について、を議題といたします。事務局から内容について、説明をお願いします。

和泉主事 それでは、議第127号 令和7年度農作業料金及び農業臨時雇用賃金の決定についてご説明いたします。総会議案の別紙の1、2ページをご覧ください。多伎地域及び湖陵地域の農作業料金については、毎年度、出雲市農業委員会で決定しております。この令和7年度農作業料金案を作成するにあたり、多伎、湖陵地域で稲作を行っている認定農業者など5者に対して実態調査を行い、3名から回答を得ました。その結果、すべての項目について標準作業料金と同額または低い設定になっていました。また、出雲、平田、長浜、大社、佐田、斐川における各地域の決定機関に対して、料金改定に関する検討状況を確認した結果、正式決定でない地域や現在未検討の地域もありますが、ほとんどが令和6年度料金を据え置きとする考え方ようです。参考と

して、公表はしませんが、３ページに各地域別の料金を掲載しています。これらを総合して判断し、令和７年度の料金につきましては、現在の料金を据え置きとし、多伎地域については、トラクターによる耕うん８，４００円、トラクターによる代かき８，９００円、育苗１７，５００円、田植機による田植え作業８，８００円、コンバインによる刈取り作業 ２１，６００円、もみ運搬２，３００円、湖陵地域については、耕うん９，３００円、代かき１１，３００円、育苗１８，０００円、田植え９，３００円、刈取り（もみ運搬込み）２３，７００円、を令和７年度農作業料金（案）としています。

次に、農業臨時雇用賃金についてです。こちら令和６年度と同額の１日８時間８，０００円、１時間あたり１，０００円です。なお、８時間を超える場合には２５パーセント加算とします。この割増率も昨年と変更ありません。この賃金は、斐川・平田地域を除く市内全域を適用範囲としております。この農作業料金と農業臨時雇用賃金は、作業項目別に一定の条件に基づいた標準的料金、賃金を示すものです。個々の契約にあたっては、あくまで作業条件などを勘案した双方の合意で決定していただくこととなります。本件につき総会でご承認をいただけましたら、令和７年４月１日からこの料金を適用することとし、農業者等から問い合わせがあった場合にはこの料金でご案内をまいります。なお、この内容は３月１８日の運営委員会で審議をしていただいております。また、決定後には昨年度と同様、斐川地域へは情報提供する予定です。説明は以上です。

議 長 他に、ご質問、ご意見はございませんか。

議 長 質問、意見は無いものと認めます。それでは、議第１２７号について、承認される方の挙手を求めます。

議 長 挙手全員と認めます。よって議第１２７号を承認いたします。

議 長 次の議第１２８号 令和７年度最適化活動の目標の設定等の決定については、農地利用最適化推進委員にも意見を求める案件です。ここで、一旦休憩とし、会場を改め、午後１時３０分から審議を再開したいと思います。

議 長 それでは、時間になりましたので、本日の議事進行について説明します。本日は、農地利用最適化推進委員にもご出席いただいておりますので、「令和７年度最適化活動の目標の設定等の決定について」を審議します。これには、農地利用最適化推進委員の方にもご意見をいただきたいと思います。その次

に、市からの説明、その他事項を行います。それでは、お手元の資料にしたがって進行いたします。

議長 それでは、議第128号令和7年度最適化活動の目標の設定等の決定について、を議題といたします。事務局から内容について、説明をお願いします。

山田次長 本日の議案につきましては、あらかじめ郵送させていただいていますが、予備を用意していますので、必要な方はお申し出ください。

この案件については、例年4月の合同会で決定していただいていたのですが、4月1日から新しい年度が始まりますので、国のほうから3月中に決定するように通知がございました。3月に審議をお願いするものです。3月中に審議することになると集積率については、まだ数字が出ていませので、直近である5年度の実績に基づいて設定させていただいています。遊休農地の数字については、6年度の結果に基づいて設定しています。今後については、本日承認いただきますと4月上旬に市のホームページに掲載します。なお、令和6年度の結果につきましては、例年通り6月の合同会で審議をお願いしたいと思っています。

さて、具体的な内容について説明させていただきます。2ページをご覧ください。農業委員会の状況については、直近の状況を載せています。3ページをご覧ください。集積の実績、目標については、集積率を県の目標である67%となるよう設定していますが、結果として、6年度の目標と同じ数値となっています。遊休農地の状況については、緑区分が60ha、黄色区分が39haで1号遊休農地が99haの状況となっています。個々の目標については、パトの結果に基づき記載しています。4ページをご覧ください。新規参入の状況については、6年度の状況が確定していませんので、5年度の状況を記載しています。活動目標については、例年どおり月10日を設定させていただきたいと思います。みなさんに多く活動してもらおうと国から頂ける交付金が増えて参ります。お手数ですが、見回り、声がけ活動などを含めて活動報告をお願いいたします。活動強化月間は、農地パトロールの期間7月から9月を設定したいと思います。また、新規参入相談会については、例年行われる島根県新規就農者説明会に参加したいと思います。5ページをご覧ください。ここには担当区域別に目標を記載していますので、ご確認ください。以上説明とさせていただきます。

議長 事務局から説明がございましたが、ご質問、ご意見はございませんか。

議 長 質問、意見は無いものと認めます。それでは、議第１２８号令和７年度最適化活動の目標の設定等の決定について、承認される農業委員の挙手を求めます。

議 長 挙手全員と認めます。よって、議第１２８号を承認いたします。

議 長 予定していた議事は終了しました。
以上をもって、本日の全ての議事日程を終了いたします。

議長が、総会の閉会を宣する。 午後1時45分

議事に参与した者の職、氏名

農業委員会事務局

阿川事務局長、山田次長、三木係長、後藤副主任、大森副主任、和泉主事

高木行政専門員

農業振興課

農地利用調整係 打田課長補佐

以上、会議の顛末を記録し、その相違なきことを証するため署名する。

議長

署名委員

署名委員
